

受けていますか？

障害者控除

障害者控除対象者認定制度とは

65歳以上の介護を必要とする方で、「身体障害者等に準ずる方」または「6カ月以上寝たきり状態にある方」と市が認定した場合に、税法上の障害者控除を受けることができる障害者控除対象者認定書を交付します。対象者はお早めに申請してください。

1、対象者
下記①・②の全てに該当し、身体などの状態が次表のいずれかに該当する方

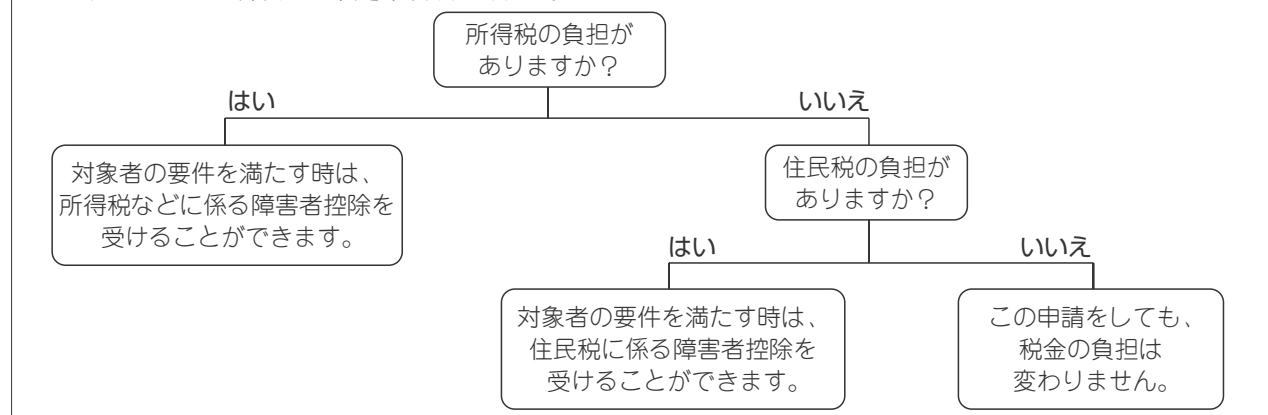
①他の制度により税法上の特別障害者控除を受けていない方
②65歳以上の方

認定基準と身体などの状態の例	
障害者	(1)知的障害者の障害の程度の判定基準(軽度・中度)と同程度の障害の程度である方 見られる症状・行動の例 ・たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまでできていたことにミスが目立つなど ・服薬管理ができない、電話や訪問者との対応など一人で留守番ができないなど
	(2)身体障害者の障害の程度の等級表(3級～6級)と同程度の障害の程度である方 見られる症状・行動の例 ・屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない
特別障害者	(1)知的障害者の障害の程度の判定基準(重度)などと同程度の障害の程度である方 見られる症状・行動の例 ・着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる ・やたらに物を口に入れる、はいかい、失禁、火の不始末、不潔行為などがある
	(2)身体障害者の障害の程度の等級表(1級・2級)と同程度の障害の程度である方 見られる症状・行動の例 ・屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドなどでの生活が主体である
	(3)常に就床を要し、複雑な介護を要する状態である方 (6カ月以上寝たきりで、食事・排便などの日常生活に介助を要する状態)

※身体障害者福祉法等に基づく障害認定と介護保険法に基づく要介護認定は、その認定基準が異なることから、要介護認定の要介護度が高くても、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられない場合もあります。
※対象者本人および対象者を扶養している方が、過去および現在、所得税や住民税を負担していない場合は、申請しても税金の負担は変わりません。申請する前に税金を負担していることをご確認ください。

税金の負担の確認方法

- ・所得税を負担していることを確認する資料は、給与の源泉徴収票または、確定申告書の控えです。
 - ・住民税を負担していることを確認する資料は、市・県民税納税通知書などです。
- ※所得税の確定申告書の控えを紛失した場合には、確定申告書の閲覧申請または開示請求をすることにより、提出された所得税の確定申告書の書き写しやコピーをすることができます。



2、申請に必要な書類

(1) 要介護認定を受けている方

① 障害者控除対象者認定申請書

(2) 要介護認定を受けていない方

① 障害者控除対象者認定申請書

② 医師の診断書

※①、②の書類は社会福祉課介護保険係および各支所保健福祉課・市民生活課にあります。

3、認定年月日

申請日から認定しますが、要介護認定資料などで過去の状態についても確認できる方で、希望のある方については、最長5年前にさかのぼって認定します。

4、税金の申告に必要な書類

(1) 所得税の確定申告をする方

① 障害者控除対象者認定書

② 印鑑

③ 源泉徴収票その他収入や所得控除を証明する書類

④ 預金通帳(還付金の振込口座のわかる物)

(2) 住民税の申告をする方

① 障害者控除対象者認定書

	所得控除額	
	所得税	住民税
障害者控除対象者本人	27万円	26万円
特別障害者控除対象者本人	40万円	30万円
障害者控除対象者を扶養している方	27万円	26万円
別居の特別障害者控除対象者を扶養している方	40万円	30万円
同居の特別障害者控除対象者を扶養している方	75万円	53万円

●認定制度に関する問い合わせ・申請窓口

社会福祉課介護保険係

☎(0824)731167
または各支所保健福祉課・市民生活課

●税金に関する問い合わせ(所得税に関するもの)

庄原税務署

☎(0824)720464
(住民税に関するもの)

税務課市民税係

☎(0824)731146
または各支所市民課・市民生活課

タクシー運賃の割引制度をご利用ください。

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方で、県内の各タクシー協会に加盟しているタクシーを利用した場合、メーター表示額の1割引となります。

この制度は、手帳を提示するだけで受けられますが、より円滑にこの制度をご利用いただけるよう「障害者タクシー運賃割引申込書」を作成しました。

利用をご希望の場合は、社会福祉課障害者福祉係

☎(0824)731210

または各支所の福祉担当課へお問い合わせください。

在宅介護を要する方へ 在宅高齢者家族介護慰労金

■在宅高齢者家族介護慰労金とは

寝たきりなど重度の介護が必要な人を、在宅で介護している家族などに対して、その精神的・経済的負担を軽減するために、家族介護慰労金を支給しています。支給の対象になる方は忘れずに申請してください。

なお、申請手続きなどについては、社会福祉課介護保険係または各支所保健福祉担当課、市内の居宅介護支援事業所にご相談ください。

■在宅高齢者の該当要件

①市内に住所があり、居住している人

②要介護4または5の認定を受けている人

③在宅で介護が必要な人

■支給対象者

該当要件の①～③全てに該当する人を平成19年2月1日から7月31日の間、在宅で介護している同居家族などに支給します。

※今年度から要介護3・4または5の認定を受けてい

る介護者にも支給します。

■支給額

在宅で介護をした月数に応じて、月額4千円を支給します。(医療機関、介護保険施設などに月の初日から終わりまで入院、入所していた月は除きます。)

■申請に必要な書類

①在宅高齢者家族介護慰労金支給申請書(居宅介護支援事業者などの確認印が必要です。)

②口座振替依頼書(すでに提出している方は不要です。)

③印鑑

※①、②の書類は社会福祉課介護保険係および各支所保健福祉担当課にあります。

■申請期間

8月1日から8月20日まで。

■支給の時期

9月下旬に、指定の口座へ振り込みます。

■問い合わせ・申請窓口

社会福祉課介護保険係

☎(0824)731167
または各支所保健福祉担当課